

W T O及び日豪E P A／F T A交渉に対する意見書

W T O（世界貿易機関）交渉の進展が見られない中、2国間によるF T A（自由貿易協定）やE P A（経済連携協定）の動きが加速している状況にあります。

とりわけ、今年4月からは政府は、オーストラリアとのF T A・E P A締結に向けて交渉を開始しており、交渉結果如何では日本農業に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

農産物輸出大国のオーストラリアからの輸入農産物は、牛肉や乳製品、小麦、砂糖など、大半が日本にとって高関税で守られた重要品目であります。農林水産省の試算によると、これらの4品目の関税が撤廃された場合、国内生産が約8000億円減少し、関連産業を含めると被害は甚大となります。オーストラリアとの間で協定締結となれば、アメリカ・カナダにも同様に市場開放せざるを得ないこととなり、日本農業は破滅しかねません。

このため、W T O・F T Aなどにおける農業分野の交渉にあたって、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした確固たる態度で対応されるよう、下記のとおり要請します。

記

1. W T O農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながることをないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給能力の向上を要求し、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう毅然とした姿勢で対応すること。
2. F T A・E P A交渉にあたっては、国内の食料自給や農林水産業に影響を及ぼさないことを基本とした対応をすること。
とくに、日豪E P A／F T A交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。
3. W T O・F T A・E P A交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年（2007）6月28日

出雲市議会